

子どもの家・留守家庭児童会事業に係る
あり方に関する懇談会

意見書（案）

1 はじめに

宇都宮市では、子どもの家・留守家庭児童会事業を、昭和53年より、地域の教育力を生かした子育てを行うため、地域ボランティアで構成する運営委員会に、委託する方式により行ってきました。

そのような中、「子ども・子育て支援新制度」や女性の就業率の上昇などに伴い、利用児童数が増加しており、運営委員などにかかる負担や責任が増加し続けている中、ボランティアによる運営の継続が危ぶまれています。

また、就学前に通っていた保育園と子どもの家等の開設時間などが異なり、子どもの就学後、仕事に支障をきたしている保護者がいます。さらに、サービス内容は各子どもの家等が決めることになっており、開設時間や入所基準、保護者負担金などは、子どもの家等ごとに異なり、開設時間が同じであっても保護者負担金が異なるなどサービスと保護者負担金の間に不均衡が生じています。

そこで、宇都宮市においては、今後も将来にわたり持続可能で安定した運営の下、放課後児童の健全育成と、保護者の子育てと仕事の両立が図られる事業とするため、子どもの家・留守家庭児童会事業のあり方について検討しているところであります。

「子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会」は、学識経験者や子育てに携わる団体等の公正・中立な立場から、宇都宮市が行う検討に対して意見するために、平成30年6月に設置されたところであります。

以後、平成31年1月までの間に4回の会議において活発な議論を重ねてきたところであり、その結果について、以下のとおり意見を取りまとめましたので、報告いたします。

平成31年 1月30日

子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会	会 長	藤井佐知子
	副会長	福田 治久
	委 員	石井大一郎
	〃	柳澤 邦夫
	〃	釧持 幸子
	〃	今井 恭男
	〃	加藤 史子
	〃	宇賀神芳江
	〃	浪花 寛
	〃	桐 潤 ゆか

2 子どもの家等事業のあり方に対する意見

(1) 基本的な方向性

- ・ 公的サービスとして、確実に提供することにより、子育てと仕事の両立を支援すること。
- ・ 運営体制の強化を図ることにより、将来にわたり持続可能で安定した事業とすること。

(2) あり方の見直し

① 開設時間と開設日，入所基準，保護者負担金について

- ・ 宇都宮市が実施主体として、提供する事業であるにもかかわらず、同じ宇都宮市市民で受けられるサービスが異なるのは不合理である。全ての子どもの家等で開設日時や入所基準，保護者負担金については，統一を図る必要がある。
- ・ その水準の設定に当たっては，保護者が安心して就労できるよう，保育園のサービス水準を踏まえながら開設時間などのサービス水準の向上を図る必要がある。

ア 開設時間について

- ・ 開設時間は19時までが妥当と考える。
ただし，すべての保護者が必要としているのではないため，18時以降については，現行どおり，延長料金として受益者負担の考え方も検討する必要がある。
- ・ 長期休業中の開設時間は7時30分からが妥当と考える。現行の8時間開設では，出勤時間に間に合わない保護者もいる。

イ 開設日について

- ・ 開設日について，土曜日，8月中旬の期間も利用できるようにするべきと考える。
ただし，地域によって利用者が少ないクラブでの対応や指導員の労働環境に配慮した柔軟な対応を検討する必要がある。

ウ 入所基準について

- ・ 入所基準について，夏休みだけの利用や利用頻度の多少によらず，必要な児童が確実に利用できる必要がある。

エ 保護者負担金について

- ・ 保護者負担金の金額は全市で統一する必要がある。
ただし，その設定について，適切な受益者負担を求めた上で，安定した運営が確保できる金額について検討されたい。また，延長時間の利用や地域の特色ある行事・おやつ提供などに柔軟に対応できるよう，基本料金と実費徴収は区分して検討する必要がある。

② 運営主体について

- ・ ボランティアで運営を担っている運営委員の責任や負担が大きく、現在のやり方は限界にきており、また、現行方式のメリットである各地域のニーズに応じた独自の運営が、現在では各子どもの家等間でサービスなどの差が生じるデメリットになってきている。
- ・ 事業の安定した持続可能性を考えると、地域の教育力の活用方法や保護者の運営への関わり方を見直す時期にきている。

ア 運営主体の強化について

- ・ 放課後児童クラブとして市が求める仕様を履行できる運営主体である必要があり、保育に関する専門知識とノウハウを持ち、安定した運営が可能な社会福祉法人や株式会社、現行の運営委員会のNPO法人化など、法人格を有する責任を持てる体制とする必要がある。
- ・ ただし、現在の運営委員会が自ら法人化し運営を継続する場合には、任意団体ではなく、法人として事業を運営することの責任を自覚しながら継続してもらう必要がある。
- ・ また、市の指導監督体制の強化や適正な運営が担保できる評価の仕組みが必要である。

イ 新たな運営主体の導入方法について

- ・ 市内66子どもの家を1つの団体に委託することはリスクが大きいことから、適正な規模に分割して発注し、複数の団体に委託することが現実的である。
- ・ その規模の検討に当たっては、運営が成り立つ校区数について配慮する必要がある。
- ・ 新たな運営主体への移行に当たっては、

()

ウ 現行の運営委員会の今後の関わり方について

- ・ 現行の運営委員会の新たな運営主体への関わり方について、新たな運営主体へ移行後の子どもの家等事業における地域の教育力の活用方法について検討されたい。

エ 指導員について

- ・ 現運営委員会が雇用している指導員の雇用の継続について、配慮できる方策を検討されたい。
- ・ 新たな運営主体が行う指導員の処遇に対して、業務の専門化や高度化に応じた処遇と組織的な保育体制を確保できる方策について検討されたい。

3 子どもの家・留守家庭児童会に係るあり方に関する懇談会 会議経過

第1回 平成30年 6月26日

[議事]

- ・ 子どもの家・留守家庭児童会事業の現状と課題について
- ・ 子どもの家・留守家庭児童会事業のあり方検討の方向性について
- ・ 運営委員・指導員対象アンケート調査結果について

第2回 平成30年 9月18日

[議事]

- ・ 子どもの家・留守家庭児童会事業に係るサービス水準と運営手法の課題の整理について
- ・ 利用者対象アンケート調査結果について

第3回 平成30年12月19日

[議事]

- ・ 子どもの家・留守家庭児童会事業に係るサービス水準と運営手法のあるべき姿について

第4回 平成31年 1月30日

[議事]

- ・ 子どもの家・留守家庭児童会事業の見直しの今後の進め方について

4 おわりに

以上、宇都宮市が行う子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方の検討に当たり、本懇談会における意見を取りまとめたところであります。少子化に伴い、学校児童数の減少は続く中であっても、女性の就業率の上昇などに伴い、子どもの家利用児童数は増加傾向が続いており、今後とも、運営委員会にかかる負担の増加や、保護者ニーズの多様化は急速に進展していくものと見込まれ、本事業の見直しは喫緊の課題と考えております。

その見直しに当たりましては、今回の意見を十分に参考にされ、将来にわたり持続可能で安定した運営の下、放課後児童の健全育成と、保護者の子育てと仕事の両立が図られる事業に見直されることを期待します。

また、今後の具体化に向けた検討に当たっては、引き続き、公正・中立な立場から幅広く意見を取り入れながら、検討されることを望みます。